

第1回横浜市技能文化会館 指定管理者選定評価委員会 議事要旨	
日 時	令和6年12月9日(月) 午前10時00分～午前11時20分
開催場所	横浜市役所18階 みなと15会議室
出席者	中條委員長、石田委員、蟹澤委員、酒井委員
欠席者	河野委員
開催形式	非公開(傍聴希望者なし)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 公募要項等について 2 第2回選定評価委員会での審査・選定について 3 その他
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会議は、再公募に向け公募要項の検討を行うためのものであり、同要項の公表前であるため、公平性を担保するという観点から非公開とする 2 第1回委員会での審議をふまえ、「公募要項」、「業務の基準」及び「第2回選定評価委員会での審査の方法」並びに「採点表」を一部修正し、各委員による後日確認を経て、内容を確定する
議 事	<p>開会</p> <p>出席者数が過半数を満たしているため、本委員会が成立することを確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>経済局市民経済労働部長あいさつ</u> 2 <u>委員紹介</u> (出席委員) 中條委員長、石田委員、蟹澤委員、酒井委員 (欠席委員) 河野委員 3 <u>選定評価委員会運営要綱について</u> 「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づいて事務局が説明。 4 <u>議 事</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について 本会議は、次期指定管理者の公募に向け公募要項の検討を行うためのものであり、同要項の公表前であるため、公平性を担保するという観点から非公開とすることに決定 (2) 技能文化会館の概要について 議事に入る前に、事務局から説明

(3) 公募要項等について

「公募要項（案）」並びに「業務の基準（案）」について事務局から説明

(主なやりとり)

(委員) 資料4「5 技能文化会館と指定管理の概要(3)経費等(イ)指定管理料の上限額」に「想定上限額は年額150,080千円」とあるがこの金額が要項にそのまま掲載されるのか。

(事務局) この金額がそのまま要項に掲載される。

(委員) 金額上限拘束になっているが、不落不調となったらどうするのか？
現在、建設工事等は多くが不落不調になっている。物価上昇等でリスクがあり、誰も応募してこない。

(事務局) その場合は、再公募をさせていただく。

(委員) 金額を引き上げての再公募になるのか？

(事務局) 金額は引き上げずに、仕様内容を調整した形になる可能性が高い。

(委員) 横浜市は、国の予決令(予算決算及び会計令)の上限拘束を守らないといけないのか？

(事務局) 施設によっては上限を設けていないところもある。横浜市の指定管理制度に関するガイドラインの中では、予算上の負担がかからないように、上限を設けることになっている。

(委員) 国の機関は必ず予決令を守らないといけないが、そのようなことはない理解でよいか？

(事務局) 予決令を遵守しています。

(委員) 横浜市の場合、不調になった際交渉する「不落随契」はあるのか？

(事務局) 通常入札の場合はあるが、指定管理施設の公募において、基本的にそういった制度はない。

(委員) 加えるのは大変かと思うが、もし落札されなかったらどうするかしっかり考えておいてほしい。

(事務局) 承知した。

(委員) 評価基準項目に新しい取組として「脱炭素取組宣言」が入っているが、具体的どのようなことをイメージしているのか教えてほしい。

(事務局) 「脱炭素取組宣言」は、市内中小・小規模事業者の皆様に向けて、身近な省エネ活動を含む脱炭素化に取り組むことの宣言をお願いしている。例えば、照明をLEDに換えていただくことやこまめな電気消灯などのことから取り組むことを宣言いただいている。それを踏まえて、まずは、選定事業者にも宣言をしていただきたい。ただし、それだけでは足りないため、施設運営をしていく中で、技能文化会館から発信していただくことや、技能文化会館の節電等に継続して取り組んでいただくことを想定している。

(委員) いわゆる技能系で働く人は、個人事業主やフリーランスが多い。そういったフリーランスの方の相談にも対応する必要がある。令和6年11月1日に施行された「フリーランス新法」はとても大きい意味合いを持っている。公正取引委員会では、かなり厳しく取り締まりを行うと聞いている。労働相談の部分に「フリーランス」と文言を追加すべきと考える。新法に違反した場合は、罰則を受けるため中小企業に向けて周知を徹底する必要もあり、とても重要なことだと思う。

(事務局) 労働相談については、現在でも、あらゆる職種の方の相談を受け付けており、「フリーランス」の方からの相談も受け付けている。より分かりやすくするために労働相談の部分に「フリーランス」を追記する。

(委員) 言葉として出しておいた方がよい。新法にもしっかり対応してほしい旨を伝える意味合いとして。

(委員) その部分は、提案事業者にもしっかり認識していただけるように、分かりやすくするためにも、言葉として追記をお願いする。

(委員) 公募に際して、現指定管理者がそのまま継続するということはないのか？

(事務局) 引き続きということはない。ただし、現指定管理者が応募し、委員の皆様にご審議いただき、指定候補者になれば、結果として、引き続きということはある。

(委員) 過去に継続して同じ事業者が選定されたこともあるのか？

(事務局) ある。

(委員) 1つ表現の部分で確認いただきたい。公募要項に載っている「中期計画」事業指標「技能職振興、就業機会確保、勤労者福祉関連の企画への参加者数」の参考値としてコロナ前の実績があるのであればその実績を記載した方がよい。現状では令和5年度実績(6,730人)とあるが、年度当初はコロナ禍の影響も受けているはず。令和8年度から令和10年度の目標値である7,000人前後であるため、その目標達成が現実的であることを伝えたい。

(事務局) 承知した。数字の考え方が大きく変わっていないければ、コロナ禍前の実績値を記載する。また、令和6年度上半期は実績が伸びていることから、その数値を参考にして記載したいと思う。

(委員) より事業者が応募しやすいように工夫してほしい。また、リスク分担表欄外※3の表現が具体的すぎるので、例えば「新たな感染症…」など限定しすぎない表現に変更いただきたい。

(事務局) 承知した。表現を変更する。

(委員) 公募要項4頁の上から3行目の「あまりよくない」の「よくない」のみ平仮名表記のため、漢字表記へ修正をお願いする。

(事務局) 修正する。

(委員) 同様に細かな部分になるが、(カ)の「市が指定する窓口、…」とは、金融機関等を示しているのか？

(事務局) 「市が指定する窓口」とは、技能文化会館の窓口を示しているが、読み取りづらい表現であるため変更する。

(委員) 利用団体によっては、指定口座のみで現金を管理している団体もあるようなので、キャッシュレス決済のみになってしまうと支払いが難しい団体もあると思うがそのところいかがか？

(事務局) 現金とキャッシュレス決済を併用した運用となる。現金支払いも廃止しない。

(委員) 承知した。

(委員) 委員もお話しされた「フリーランス」の件だが、「雇用による就業の機会…」や「技能職の振興…」の表現では「フリーランス」のイメージは湧かない。「フリーランス」は「個人事業主」であって「勤労者」とは異なる。この表現では違和感があってイメージが一致しない。「(2) 雇用による就業の機会の確保…」の書き方は「就職」である。

(委員) 「雇用」とは、雇用契約に基づくことを示すので、「働く人」という表現に変えた方がよい。これは条例も。

(委員) 「労働問題に関する相談業務」についても、本来は違う。労働問題という言い方ではないと思う。ここだと「フリーランス」も対象であるとは読み取れない。

(委員) 表現が堅い。雇用保険や厚生労働省が所管する法律の縛りがないのであれば、柔らかい表現の「働く人」や「働き方」に変えるべきである。

(事務局) 現状、技能文化会館では、「働く人の相談室」という名称で相談を受け付けている。この名称は浸透してきたところであるため、継続して使用していきたい思いはある。実際、この名称になり「フリーランス」の方々も相談してきている。公募要項の冒頭部分は、条例が「雇用による就業の機会の確保…」となっているため、表現の変更は難しい。委員の指摘のとおり、公募要項や業務の基準でより「フリーランス」を触れていくことは可能である。

(委員) 「雇用による就業」働き方の一つに過ぎない。「正規雇用」を進めることは選択肢の一つとして間違っていない。一方で「フリーランス」という働き方が読み取れればよい。

(事務局) 本市としても公募要項に記載しているとおおり「フリーランス」等の働き方は注目されていると認識している。例えば、公募要項1頁2(1)の「雇用・就業に関しては、「雇用・就業の機会の確保」に関する事業の企画・実施のほか」の辺りに「フリーランスの方への対応を含めた…」とニュアンスで追記する形はどうか？

(委員) 各委員から意見があるとおり、言葉としてしっかり明記し、伝えていく必要があるので、そこのところお願いしたい。また、条例が出来てからかなりの時間が経っていることや新法も踏まえ、中長期的には条例改正も視野に入れ考えてほしい。

(事務局) 先般、新法が施行されたことも踏まえ、条例改正については、しっかり時代に沿って考えていく必要があると認識している。

(4) 第2回選定評価委員会での審査・選定について

「第2回選定評価委員会での審査の方法(案)」並びに「採点表」について、事務局より説明

(主なやりとり)

(委員) 「プレゼンテーション・質疑応答にあたっては、応募者が特定または類推される情報を委員に示してはならないこと」とあるが、これについて説明してほしい。

(事務局) 事業者名を「ABC」や「123」という形で隠した状況で、各事業者から説明いただく。

(委員) プレゼンテーションで事業者名は分からないのか?

(事務局) そのとおり。事業者名は伏せた形で説明いただく。

(委員) 前は事業者名を共有いただいていた気がする。

(事務局) 確認し、結果はメール等でご連絡する。

(委員) スケジュールで確認だが、プレゼンテーションまでもう一回選定委員会は開催されるのか?前は面接審査の前に、どのような事業者が応募されたか説明があったと記憶しているが定かでない。

(事務局) 次回の評価委員会はプレゼンテーションとなり、応募事業者の説明等はない。前は、再公募になった関係で、一回選定委員会が増えた。応募事業者等の情報は、事前に財務状況等をご確認いただくため資料については事前提供させていただく。

(委員) 「応募者」と「応募団体」に区別はあるのか?

(事務局) 区別はない。統一した表現に修正する。

(委員) 財務状況の分析は、委員である自分が行ってよいのか?前回から疑問があった。

(事務局) 問題ない。財務状況も審査の基準になるため、引き続きお願いしたい。

(委員) 以前から中小企業診断士の資格を持つ委員の方に分析していただいた。ご負担かと思うが、お引き受けいただけるとありがたい。

(委員) 承知した。

(委員) 採点表2(2)にも「フリーランス」を追記することを検討いただきたい。

(事務局) 検討する。

(委員) 事前に採点基準をすり合わせたい。

(委員) 事務局として、最低限の基準をクリアしている場合「C」という認識でよいか。

(事務局) その場合「C」という認識でよい。

(委員) 採点は「A～E」となっているが、大学の評価では「S～D」になり、普通は「B」になる。心情的に普通で「C」は採点しづらい。

(委員) 委員の意見を踏まえ「S～D」に変更することを検討いただけるか？また委員が採点しやすいよう「審査の視点」の追記も検討いただきたい。

(事務局) 検討する。

(委員) プレゼンテーションは自由形式か？

(事務局) 時間は10分で、提案書類と投影資料を用いた説明になると想定され、応募者の自由度が高いが、提案書類で一次評価はできる。その上で、どこに重点を置くかは応募者による。

(委員) 応募事業者にプレゼンテーションが10分であることと「審査の視点」を伝え、特にアピールや強調したい箇所を準備いただきたい旨を追記することも検討してほしい。

(事務局) 検討する。

(委員) 現場責任者(正社員や専属の担当予定者)になる方の出席を要件にした方がよいのではないか？バックアップ体制などを確認する意味合いでも。何人くらいが正社員で従事するかも知る必要がある。

(委員) 現場責任者の人となりは審査をする上で重要なところだと思う。

(委員) スケジュール的に、審査から協定締結まで間があるので、応募団体の現場責任予定者の出席でよいと思う。

(事務局) 検討する。

(委員) 最終版については、市と調整の上、委員長として本日の意見がしっかり反映されているかを事前に確認し確定させる